

「コンプライアンス強調月間」の実施について

当社は、本年6月にコンプライアンス経営推進宣言ならびにコンプライアンス経営推進誓約を行い、コンプライアンスを最優先とした業務運営の推進に全社を挙げて取り組んでいます。

このたび、当社としては初めての取り組みとして、11月を「コンプライアンス強調月間」と定め、下記の施策を実施することとしました。

なお、この取り組みについては、来年度以降も実施する予定です。

記

1. 目的

コンプライアンスに対する意識喚起、重要性認識の向上を図るとともに、一連の不適切事案から得た教訓を改めて認識・共有化し、コンプライアンス行動の実践・定着を図るため、全社を挙げて重点的に取り組む期間として設定する。

2. 実施期間

平成19年11月1日(木)～11月30日(金)の1箇月間
(一部施策については、平成20年1月末までの3箇月間で実施)

3. 実施施策(詳細は別紙のとおり)

(1) 役員による事業所訪問(約70箇所)

コンプライアンスの重要性について、役員が直接社員に伝達。

(2) コンプライアンス意識啓発ツールの配布

行動規範カードの全社員への配布、風化防止ビデオの制作等を実施。

(3) コンプライアンス教育の実施

全社員を対象に、企業倫理綱領等に関するeラーニングおよび不適切事案を題材とした各職場での話し合い研修等を実施。

(4) 各職場での話し合いを通じた業務の適切性の確認

実態と合わないルール・マニュアル等はないか、ルール・マニュアル等が不明確または存在せず判断に迷う事例はないか、といった視点から、各職場において話し合いによる業務の適切性の確認を実施

以上

【添付資料】

 [別紙:コンプライアンス強調月間の実施施策\[PDF:120KB\]](#)

コンプライアンス強調月間の実施施策

1. 役員による事業所訪問

役員（常務以上）が事業所（約 70 箇所）を訪問し、コンプライアンスの重要性等について、経営層の思いを直接社員に伝える。

2. コンプライアンス意識啓発ツールの配布

行動規範 カードの配布	企業倫理綱領等を記載した携帯可能なカードを全社員に配布し、常にこれらを意識した行動の実践を促す。
風化防止ビデオの 制作	不適切事案判明時の新聞記事などを素材としたビデオを制作・社内放映し、コンプライアンスに反する行為が社会に厳しく受け止められ、当社に対する信頼が損なわれたことを伝え、不適切事案から得た教訓を改めて全社で共有化する。

3. コンプライアンス教育の実施

e ラーニング	e ラーニングを活用し、コンプライアンスを最優先した業務運営の基礎となる企業倫理綱領について理解を深めるとともに、内部通報制度の仕組みや危機管理体制など、不適切事案が発生した際の対応方法等について研修する。
話し合い研修	次の2つの研修から選択して、各職場で実施する。 a. 不適切事案等を題材とした事例研修 日常業務の中で起こりうる具体的な事例に基づき、問題点や取るべき行動について話し合い、職場内における認識の共有化を図る。 b. 業務と社会との係わりを考える研修 社内や部門の論理に捕らわれ、社会の良識に照らした判断ができなかった、といった不適切事案における反省を踏まえ、自分たちの業務が社会とどのように関わっているかを考える。

4. 各職場での話し合いを通じた業務の適切性の確認

- 現在行っている業務の中で、実態と合わないルール・マニュアル等はないか、ルール・マニュアル等が不明確または存在せず判断に迷う事例はないか、といった視点から、各職場で話し合いによる業務の適切性の確認を行う。
- 話し合いの結果、ルール・マニュアル等の見直し等が必要と考えられるものがあつた場合は、各主管箇所において検討を行い、ルールの必要性・妥当性についての社内理解の促進やルール・マニュアル等の見直し等を行う。